

知多市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 2 0 号

知多市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部
を改正する規則

知多市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 1 8 年知多市規則第 4 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 4 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後			改正前		
別表第4（第5条関係）			別表第4（第5条関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(略)	(略)	常時介護を要する状態	(略)	(略)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>85,490円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>81,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(略)	(略)	随時介護を要する状態	(略)	(略)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>42,700円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>40,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

改正後			改正前		
	る者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700円</u> 以下であるときに限る。）。	補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		る者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。）。	護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）